

重点事項推進WG・横断的制度分野担当SW

「一定期間経過後の規制の見直し基準」調査票

1. 法令等の名称・番号	介護保険法(平成9年法律第123号)
2. 所管府省庁	厚生労働省老健局
3. 根拠法令	—
4. 定期的見直し条項の有無、その内容	有 法律施行後5年後を目途としてその全般に関して検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う(附則第2条)。 事業者及び施設に関する規定については施行後10年を経過した場合に施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(附則第4条)。
定期的見直し条項がある場合 当該期間を設定した理由	公的介護保険と党合意(平成8年6月)に基づき規定。なお、期間については、国会における審議の結果規定。 総務庁行政管理局からの指摘を踏まえ規定。
定期的見直し条項がない場合 定期的見直しを行うことについての評価	
5. 過去の見直しの経緯	平成9年 介護保険法成立 平成12年4月 法律施行 平成15年5月 見直しに関する検討開始(社会保障審議会介護保険部会) 平成16年7月 「介護保険制度の見直しに関する意見」とりまとめ(社会保障審議会介護保険部会) 平成17年2月 改正介護保険法国会提出 平成17年6月 改正介護保険法成立 平成17年10月 改正介護保険法一部施行(施設給付の見直し部分) 平成18年4月 改正介護保険法本格施行
見直しを行っている場合 見直しの理由、考え方 見直しの範囲とその内容	介護保険法附則第2条に施行(平成12年4月)後5年を目途として制度全般に関して検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととされていたことを踏まえたもの 見直しの範囲・・・パンフレット参照 ・制度全般にわたる見直しを実施 ・法律、政省令も含め改正 規制に係る見直しの内容 規制改革推進3カ年計画(平成18年3月末再改定(予定))等において指摘された ・介護保険施設におけるホテルコストの見直し ・介護支援専門員の資格の更新制の導入、公正中立な活動を確保するための支援策の検討 ・介護サービスの内容等に係る情報開示 ・地域密着型サービスの指定権限の市町村への委譲等については、その指摘を踏まえ、見直しを実施。
見直しを行っていない場合 見直しを行っていない理由、規制を長期間維持することについての考え方	

介護保険法の検討規定について

平成 18 年 3 月 27 日

1 検討規定の内容（別紙）

1 附則第 2 条

- 平成 8 年 6 月与党（自民・社民・さきがけ）「公的介護保険与党合意」の中で、介護保険制度について、施行後の状況などを踏まえ、全般について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとされた。
- その後、法案審議の過程において、検討の期限が法律施行後 5 年とすることを明示することを内容とする修正がされたうえで、成立（平成 9 年 12 月）

2 附則第 4 条

- 介護保険法制定に伴い、事業者・施設に対する指定制度などの規制を新設したことから（第 5 章関係）総務庁行政管理局の指摘を踏まえ、附則第 4 条において、施行後 10 年を経過した場合に必要な見直しを行う旨の規定を置くこととしたところ。

2 検討規定を踏まえた見直しの経過について

1 附則第 2 条

- 附則第 2 条の規定を踏まえ、制度全般にわたる見直しを行うため、平成 15 年 5 月以降、社会保障審議会介護保険部会において 16 回にわたり審議を行い、平成 16 年 7 月に「介護保険制度の見直しに関する意見」をとりまとめ。
- 部会での議論などを踏まえ、制度全般に関する見直しを行い、与党における調整を経て、平成 17 年 2 月に改正介護保険法案を提出（改正の内容・・・パンフレット参照）
- 平成 17 年 6 月に改正介護保険法が成立・公布
- 平成 17 年 10 月に改正介護保険法の一部（施設給付の見直し）が施行
- 平成 18 年 4 月には改正介護保険法の主要部分が施行予定。

2 附則第 4 条

- 先の介護保険法改正の際には、介護予防サービスや地域密着型サービスの新設等に伴い、事業者・施設に係る指定制度等の規制を一部新設する

こととしたところであるが、総務省行政管理局との調整の結果、すでに附則第4条において、検討規定をおいていることから、あらたに検討規定はおかないこととしているところである。

なお、新設されたサービスの施行は平成18年4月1日

3 その他

- 規制改革推進3カ年計画において（平成18年3月末再改定予定）指摘された事項についても、今般の改正において見直しを実施。
- 可能なものについては、検討規定に基づく検討年限を待つことなく、これまで、必要な規制の見直しを実施
 - ・ 要介護認定に係る有効期間の見直し（重度の場合は原則6ヶ月の認定期間を重度の方は最大24ヶ月に）（平成16年4月措置済）等

なお、今通常国会に、三位一体改革関連法（国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案）を提出し、施設整備の見直し、国と地方の費用負担割合の見直し、有料老人ホームなどの特定施設に係る事業者指定の見直しなどを行う予定（平成18年4月1日施行予定）。

(別紙)

介護保険法(平成9年法律第123号)(抄)

附 則

(検討)

第2条 介護保険制度については、要介護者等に係る保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の状況、保険給付に要する費用の状況、国民負担の推移、社会経済の情勢等を勘案し、並びに障害者の福祉に係る施策、医療保険制度等との整合性及び市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に配意し、被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲、保険給付の内容及び水準並びに保険料及び納付金(その納付に充てるため医療保険各法の規定により徴収する保険料(地方税法の規定により徴収する国民健康保険税を含む。)又は掛金を含む。)の負担の在り方を含め、この法律の施行後5年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

第4条 政府は、この法律の施行後10年を経過した場合において、第五章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(別紙)

介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）

附 則

（検討）

第2条 介護保険制度については、要介護者等に係る保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の状況、保険給付に要する費用の状況、国民負担の推移、社会経済の情勢等を勘案し、並びに障害者の福祉に係る施策、医療保険制度等との整合性及び市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に配意し、被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲、保険給付の内容及び水準並びに保険料及び納付金（その納付に充てるため医療保険各法の規定により徴収する保険料（地方税法の規定により徴収する国民健康保険税を含む。）又は掛金を含む。）の負担の在り方を含め、この法律の施行後5年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

第4条 政府は、この法律の施行後10年を経過した場合において、第五章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○ 平成6年

3月

「21世紀福祉ビジョン」の策定

・新ゴールドプランの策定と新介護システムの構築を提言

12月

高齢者介護・自立支援システム研究会報告

・「高齢者の自立支援」を基本理念とし、社会保険方式に基礎をおいたシステムの創設を提言

新ゴールドプランの策定

○ 平成7年

2月

老人保健福祉審議会 審議に入る

7月

社会保障制度審議会（勧告）

・公的介護保険制度の創設を勧告

○ 平成8年

4月22日

老人保健福祉審議会の最終報告

・保険制度について意見が分かれているものも含め、論点ごとに議論を整理

6月

老人保健福祉審議会等に介護保険制度案大綱を諮問、答申

6月17日

介護保険制度創設に関する与党合意事項

・関係者の意見を踏まえつつ、要綱案を基本として懸案事項についての解決を図りながら必要な法案作成作業を行い次期国会に法案を提出する

6月25日

与党介護保険制度の創設に関するワーキングチーム設置

9月19日

介護保険法要綱案修正事項に関する与党合意

○市町村に対する財政面・事務面での支援の強化

○平成12年度から在宅・施設を同時実施 等

9月19日

全国市長会・全国町村会において介護保険制度に関して共同で決議

・介護保険制度の創設を前提として要検討事項の検討等を国に要望

10月31日

三党政策協議による合意

・介護保険制度については、三党において、選挙前にとりまとめた内容で次期臨時国会に法案を提出し、成立を期す

11月29日

第139回臨時国会に「介護保険関連三法案」提出

12月13日

「介護保険関連三法案」衆議院本会議において趣旨説明（同日付（衆）厚生委員会付託）

12月17日

「介護保険関連三法案」（衆）厚生委員会において提案理由説明

12月18日

第139回臨時国会閉会、「介護保険関連三法案」継続審議

○平成9年

1月20日

第140回通常国会開会

2月21日～ (衆)厚生委員会において、約36時間質疑(地方公聴会(岡山、福島、
5月21日 札幌、新潟)、参考人意見聴取等を含めて約54時間半)

5月21日 (衆)厚生委員会において「介護保険関連三法案」可決

5月22日 (衆)本会議において「介護保険関連三法案」可決

6月13日 「介護保険関連三法案」参議院本会議において趣旨説明(同日付(参)厚生
委員会付託)

6月13日 「介護保険関連三法案」(参)厚生委員会において提案理由説明

6月17日 (参)厚生委員会質疑(約3時間)

6月18日 第140回通常国会閉会、「介護保険関連三法案」継続審議

8月下旬～ (参)厚生委員会 委員派遣(秋田、長野)

9月上旬

9月18日 (参)厚生委員会 委員派遣の結果報告と質疑

9月29日 第141回臨時国会開会

10月21日～ (参)厚生委員会において、約34時間半質疑(地方公聴会(山梨、高知、
12月2日 大分、愛知)、参考人意見聴取等を含めて約56時間半)

12月2日 (参)厚生委員会において「介護保険関連三法案」可決

12月3日 (参)本会議において「介護保険関連三法案」可決

12月4日 (衆)厚生委員会に付託

12月5日 (衆)厚生委員会質疑(約2時間半)、「介護保険関連三法案」可決

12月9日 (衆)本会議において「介護保険関連三法案」可決(法案成立)

与党合意事項（抄）

一 介護保険制度の創設に向け、政府・与党一致して積極的に取り組んでいく。

二 同制度の創設に当たっては、関係者の意見を踏まえつつ、要綱案（別紙一）を基本として、懸案事項（別紙二）についての解決を図りながら、必要な法案作成作業を行い、次期国会に法案を提出する。

平成八年六月十七日



(別紙一)

介護保険法案要綱案

第一 総則

一 目的等

1 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により介護を要する者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とすること。

2 保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態の予防に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならないこと。

3 保険給付は、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならないこと。

4 保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならないこと。

するもの。

第十四 施行期日

この法律は、公布の日から三年を超え六年を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれの定める日から施行すること。

一 第一の六 公布の日から三月を超えない範囲内で政令で定める日

二 第八 平成十一年一月一日

三 第一（五の6から9までを除く。）、第二の一、第三、第四（二の6及び7を除く。）、第五の一並びに第六から第十四まで 平成十一年四月一日

第十五 検討

一 介護保険制度については、この法律の施行後における介護を要する者等に係る保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の状況、保険給付に要する費用の状況、国民負担の推移、社会経済の情勢等を勘案し、並びに障害者の福祉に係る施策、医療保険制度等との整合性及び市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に配慮し、被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲、保険給付の内容及び水準並び

に保険料及び納付金（その納付に充てるため医療保険各法の規定により徴収する保険料又は掛金を含む。）の負担の在り方を含め、その全般について検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

二 政府は、この法律の施行後、保険給付に要する費用の動向、保険料負担の状況等を勘案し、必要があるとき、居宅サービス、介護施設サービス等に要する費用に占める介護給付等の割合について、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

衆議院

1. 介護保険法案の修正(1) 介護保険事業計画への被保険者の意見反映

市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

被保険者の意見を反映させるために必要な措置の具体的な内容

市町村の実情に応じて、適宜、次のような措置を実施するよう指導

- ① 学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者代表等の参加による計画策定委員会の設置
- ② 被保険者代表を交えた公聴会、説明会の開催等、①に準ずる体制整備

(2) 制度全般の検討期限の明示

原案にあった制度全般の検討規定に、検討の期限として、法律施行後5年を目途とすることを明示すること。

(3) 法律番号の年の修正

介護保険法の法律番号の年を平成8年から平成9年に改める形式修正。

2. 介護保険法施行法案・医療法の一部改正法案の修正○法律番号の年の修正等

介護保険法、介護保険法施行法の法律番号を平成8年から平成9年に改める等の規定整備。

参議院

1. 介護保険法案の修正

介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、国が講ずべき必要な各般の措置として、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策を明記。

2. 介護保険法施行法案の修正

健康保険法等の一部を改正する法律が平成9年9月1日から施行されたことに伴い、介護保険法施行法について条文の整理を行うもの。

介護保険部会の開催状況

平成15年

- 5月27日（第1回）介護保険部会の議事運営について
- 7月 7日（第2回）運営状況の検証の議論（保険給付、サービス利用の状況）
- 7月28日（第3回）運営状況の検証の議論（市町村の保険財政、保険料の状況）
- 9月12日（第4回）運営状況の検証の議論（保険給付、要介護認定の状況）
- 10月27日（第5回）これまでの議論の整理、今後の進め方について
- 11月20日（第6回）保険者の在り方について
給付の在り方（痴呆性高齢者ケア等）
- 12月22日（第7回）給付の在り方（基本的な考え方）

平成16年

- 1月26日（第8回）給付の在り方（個別サービスの課題、給付体系の在り方）
- 2月23日（第9回）サービスの質、要介護認定
- 3月 9日（第10回）負担の在り方（保険料、財政調整等）
- 3月24日（第11回）これまでの議論の整理
- 4月26日（第12回）被保険者の範囲
- 5月14日（第13回）その他の論点
- 6月28日（第14回）取りまとめに向けての議論①
- 7月16日（第15回）取りまとめに向けての議論②
- 7月30日（第16回）取りまとめ

介護保険部会委員名簿

- 市川 明壽 日本在宅介護協会専務理事
- 上田 敏 日本障害者リハビリテーション協会顧問
- 漆原 彰 全国老人保健施設協会会長・日本療養病床協会副会長
- 大村 敦志 東京大学法学部教授
- 小川 泰子 NPO 法人湘南ふくしネットワークオンブズマン理事
- ◎ 貝塚 啓明 中央大学研究開発機構教授
- 喜多 洋三 全国市長会介護対策特別委員会委員長（大阪府守口市長）
- 木村 隆次 全国介護支援専門員連絡協議会会長
- 京極 高宣 日本社会事業大学学長
- 見坊 和雄 全国老人クラブ連合会副会長
- 潮谷 義子 熊本県知事
- 田近 栄治 一橋大学大学院教授・経済学研究科長
- 対馬 忠明 健康保険組合連合会専務理事
- 永島 光枝 呆け老人を抱える家族の会理事
- 中田 清 全国老人福祉施設協議会副会長
- 野中 博 日本医師会常任理事
- 秦 洋一 日本医学ジャーナリスト協会副会長
- 花井 圭子 日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局次長
- 矢野 弘典 日本経済団体連合会専務理事
- 山崎 摩耶 日本看護協会常任理事
- 山本 文男 全国町村会会長（福岡県添田町長）

◎部会長 ○部会長代理

（敬称略、50音順）

（H16.7.30 現在）

介護保険法等の一部を改正する法律案・審議経過

閣議決定 2月8日(火)

国会提出 2月8日(火)

衆議院

3月22日(火) 衆議院本会議・趣旨説明

25日(金) 衆議院厚生労働委員会・提案理由説明

4月 1日(金) 審議①

6日(水) 審議②

8日(金) 審議③

12日(火) 参考人質疑

15日(金) 審議④

18日(月) 地方公聴会(高知市)

20日(水) 審議⑤

22日(金) 審議⑥

27日(水) 審議⑦ 採決

5月10日(火) 衆議院本会議・議了

参議院

5月11日(水) 参議院本会議・趣旨説明

12日(木) 参議院厚生労働委員会・提案理由説明

17日(火) 審議①

19日(水) 審議②

6月 7日(火) 参考人質疑①

審議③

9日(木) 審議④

13日(月) 参考人質疑②

14日(火) 審議⑤

16日(木) 審議⑥ 採決

三位一体改革、税制改革等に伴い、児童手当について国と地方公共団体の負担割合を見直すとともに、支給対象年齢を引き上げること、基礎年金の国庫負担割合を引き上げること等の所要の改正を行う。

1 概要

(1) 国と地方公共団体の負担割合の見直し等

【児童手当法の一部改正関係】

○ 国と地方公共団体の負担割合の見直しを行う。

児童手当国庫負担金	〔現行〕	〔改正後〕
国	2/3	→ 1/3
都道府県	1/6	→ 1/3
市町村	1/6	→ 1/3

○ 児童手当の支給対象年齢の引上げを行う。

〔現行〕	〔改正後〕
小学校第3学年修了まで (9歳到達後最初の年度末まで)	→ 小学校修了まで (12歳到達後最初の年度末まで)

(注) 所得制限の引上げ(政令事項) 〔現行〕 780万 → 〔改正後〕 860万円 サラリーマン世帯 夫婦+子ども2人の場合(収入ベース)

【児童扶養手当法の一部改正関係】

○ 国と地方公共団体の負担割合の見直しを行う。

児童扶養手当給付費負担金	〔現行〕	〔改正後〕
国	3/4	→ 1/3
都道府県・市等	1/4	→ 2/3

【国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正関係】

○ 基礎年金の国庫負担割合の引上げ

平成17年度に引き続き、基礎年金の国庫負担割合を引き上げる。

〔17年度〕 1/3+11/1000+〔単年度限りの措置〕1,101億円 → 〔18年度〕 1/3+〔定率化〕 25/1000

(2) 負担金・補助金の廃止等

【地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律等の一部改正関係】

○ 特別養護老人ホーム等の施設整備に充てる都道府県交付金の一般財源化を行うとともに、介護保険施設等における保険給付費について、国と都道府県の負担割合の見直しと、特定施設の事業者指定の見直しなどを行う。

保険給付費の負担割合	〔現行〕	〔改正後〕
国	25%	→ 20%
都道府県	12.5%	→ 17.5%

【児童福祉法等の一部改正関係】

○ 公立の障害福祉施設及び保護施設に係る施設整備費等の一般財源化を行う。

2 施行期日 平成18年4月1日